

國學院大學學術情報リポジトリ

我が中世に於ける神判の一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001056

我が中世に於ける神判の一考察

小林 宏

目次

- 一 緒言
- 二 神判の資料
- 三 神判の手續
- 四 神判の構造
- 五 結言

一 緒言

大化前代の我が裁判手續に、事實の有無、主張の真偽等を判断する為に所謂神判（神意裁判）なる手段が用いられ、その種類として沸湯神判（盟神探湯）、毒蛇神判、火焰神判等が広く存在したことは、先学によって度々指摘され、すでに周知の事実となっている。

1
大化以後の朝廷の裁判に於いては、従来の神法的な手續は原則として否定され、書証、人証による合理的な律令の裁判手續がこれにとって代った。しかるに、平安時代に入って中国的な律令法が衰微すると共に、次第に我が固有法

が復活し、やがて中世武家時代を迎えるや再び神法的な裁判手続が現出するに至った。参籠起請、湯起請、闍取、村起請、落書起請、鉄火、神水等といわれるものが即ちそれである。参籠起請は鎌倉幕府の行ったものであり、或る人の事実に関する主張が真偽不明なる場合に、その者をして主張を起請文に書かして、一定期間、社頭に参籠せしめ、その間に於ける失（後述）の有無によって、その言の真偽を決するものである。湯起請は上代の盟神探湯の後身であって、釜中に湯を沸騰せしめて、その中に小石を置き、当該事実の主張者たる訴訟当事者、又は刑事事件の際の嫌疑者をして、先ず起請文を書かした後に、これを探り取らしめ、手の損傷の有無によって、その言の真偽を決するものである。闍取は神前で訴訟当事者が闍を取ることにによって訴訟を決し、村起請は村内で盜犯等がある場合に、老若を除く村内の住民をして起請文を書かして、その失を検することによって犯否を決するものであり、落書起請は寺僧、郷民等の代表者が起請文附の無記名投票によって、犯人の何人なるかを票決する方法である。鉄火は火起請ともいって、起請文を掌上に載せ、赤熱の鉄挺を握る方法によって、その手の損傷の有無を検し、神水は誓文を書いた紙を焼いて灰と為し、水又は酒に混じて飲下し、その後の失の有無を検する方法である。⁽¹⁾

このように中世の神判に於いても、種々なる形態が存するが、本稿に於いては、前記参籠起請に類する平安後期の神判に関する一資料から、我が上代末期及び中世に於ける神判の実態を考察し、併せて大化前代と其後の神判とを比較して、その性格の異同に言及しようとするものである。

- (1) 神判の分布、種類、方法等については、中田薫「古代亞細亞諸邦に行はれたる神判」、同「古代亞細亞諸邦に行はれたる神判補考」、『法制史論集』第三卷九二二頁以下、又、起請（宣誓）の法的性質については、同「起請文雜考」前掲書九五八頁以下参照。なお、本稿の表題は「我が中世に於ける神判の一考察」であるが、正確には、右の「中世」は「上代末期」とすべきであらう。しかし、上代末期はすぐ中世武家時代に続くものであり、後述の如く鎌倉幕府法に於ける神判は、上代末期の本所法

の影響を濃厚にうけて成立したものであるから、両者の間には極めて密接な関係があり、従って、本稿は便宜上、右の如き標題をとることとした。

二 神判の資料

平安時代に於ける神判の資料は竹内理三氏の編になる『平安遺文』全十二巻を旁搜すれば、そのいくつかを発見し得るであろう。例えば、天承元年（一一三二年）五月十三日の筑前国把岐浦住人隆実請文（観世音寺古文書、『平安遺文』二一九六号文書、以下に示す文書番号は何れも『平安遺文』所載のものである）の文中には「被互神裁之日」とあり、又、嘉応二年（一一七〇年）閏四月十五日の僧欣西祭文案（大和国古文書、四八七一号）の冒頭には「大法師欣西敬白 謹請神判事」とある、前者は如何なる神の神判を受けたものか不明であるが、後者は後述の如く、大和の春日明神に神判を請うたものである。

右の二資料は何れも上代末期に於ける神判の存在を明示する文書として興味あるものであるが、遺憾ながら右の資料から当時の神判が如何なる手続によって行われたものであるかは、これを明確になし得ない。しかるに、同じく『平安遺文』所収の一連の小山田文書は、当時行われた神判の実態を或る程度、具体的に示している点に於いて、まことに貴重な資料といふべきであろう。以下、聊か長文であるが、考察の便宜の為、その全文を掲載することとする。

第一文書（二二二七号） 豊前国八幡宇佐宮檢抜珍友成解

〔端裏書〕
〔友成〕

「件田島任神判証驗友成可領掌、（花押）」〔公基〕

檢抜珍友成解 申請 宮裁事

請被任 神判証利旨、裁給母古作字巫田二段字小城垣一段子細狀、

末貞方出来度々証利

舅安富死去、去年十月之比、

窃盜會悉損取、去年十二月上旬之比、

乘馬死去、同比、

兄時光子死去、同月廿八日、

甥貞時子死去、今年三月上旬之比、

右、謹檢 案内、件田畠依相論、任御定蒙 神判之事、去年六月廿四日也、而於友成者、于今指無証利、於末貞者、度々証利顯然也者、任証利等旨、彼古作田畠為被糺返給言、言上如件、以解、

大治四年三月十六日

檢校珍友成

第二文書 (二二五八号) 宇佐宮公文所問注日記

〔大工末貞勘狀、友成任御判可領作之、〕

公文所

問注御装束所檢校末貞訴申同檢校友成申詞記

問友成云、請被殊任道理、裁下給古作田子細狀、在向野郷内字巫田内貳段并字大木垣壹所者、右件田畠、以去庚和年之比、牛男丸與末貞令相訴申之処、被召問凶師永尋之間、依陳申末貞道理、可領掌末貞之由、御判給了、何彼相論之時、有可友成領知者、彼時出来、可訴申之処、友成母依為放出子也、今父弘永死去之後処分之由愁申、令作之旨、所難堪也、於田畠所領道者、致無公驗者、以手次領作之理、所令所領也、何友成年來父放出子能為男子、不知

田島令領掌之条、無其謂者、依実子細辨申如何、

友成申云、末貞訴申巫田二反島小城垣一反事、年来相訴之間、御定云、末貞・友成相共可蒙神判之由者、神判祭文進之処、末貞方ニ出来証利、一ハ舅安富死、一ハ窃盜ニ合天悉損取、一ハ乘馬斃、一ハ兄時光か子死、一ハ甥貞時か子死者、以去年三月十六日注進之処ニ、御判云、件田島任神利証驗天友成可領掌之由者、而背御判旨、所訴申無謂と申、(花押)

問末貞云、友成陳状如此者、子細如何、

末貞申云、友成加注申証驗事無謂、甥貞時子死ハ友成と件人従父兄也、又窃盜合事、末貞合之後、友成も合候、又時光娘死事、件女不立神判以前與利腹痛之天三年と申ニ死也者、夫成国を可被召問之、安富死事証ニ不候、其故ハ末貞加子共其数候とも指無咎、又馬斃事、友成馬毛西方より乘候ニ、宇佐川ニ鞍下天棄候ハ不証候哉、兼又寄御判於事天、件巫田二反内号ニ傍島散破取之條、無謂と申、(花押)

友成申云、末貞陳申條、謂不候、友成窃盜ニ合事、末貞如陳状ニ、末貞合能後也、又友成か乘馬宇佐川ニ鞍下棄由、申無実也、件馬ハ高遠所從ニ給之後事をハ不知候事也、但末貞乍置先日証、以後日証天注申條、謂不候、其定候ハ、末貞ハ水干装束ニ天御湯殿ニ參上天、清祓仕里、又無止御鎌之舌折天、政所ニ可勘申之由候とモ、未勘申候、末貞孫死ハ証ニハ不候哉、又畠妨事ハ件巫田内天候ハ妨候也、郡司田所相共ニ、被実檢候ハむニ、顯然候歟と申、(花押)

末貞申云、去年十月之比、友成受病之由、承候ニ、友成申云、無実也、神判を蒙と依申天、友成ハ窃盜ニハ合候也、又未貞か盗人合ハ証ニ申候ハむと天友成取候也と申、(花押)

又末貞申云、友成加母ハ、以先年之比天御炊殿一御殿御階參天、刀を腹ニ中天自害せんと仕、依天貫首宗季宿禰預

了者、故御館御任ニハ雖訴申、沙汰不候之処、当御任、此沙汰ハ申候也、父武国ハ雖無指放火殺害、依致濫行天、永以被解却了と申、(花押)

友成申云、末貞加友成母カ不能セハ、先日相訴申勘状申書了、而尚今度も同事を陳申條、謂不候、但撰須留所ニ神判御裁定天、依証利天裁給事を重訴申之條、謂不候と申、(花押)

以前、彼此申詞、問注如件、

大治五年四月十四日

官人代日下部宿禰(花押)

辨官代漆島宿禰(花押)

中 原(花押)

辨官宇佐宿禰(花押)

散位宇佐宿禰(花押)

散位大神朝臣(花押)

檢拔行

「於件巫田貳段・畠壹段者、依先神判証檢、賜友成畢也、至于井平垣壹段者、任実檢勘文、停止友成妨、可令末貞領作之、(花押)」

第三文書(二三五六号) 豊前国治友成田畠賣券

檢拔治友成 ウリ進田畠事

合 椋野郷カウナ、田貳段畠一反

右件田畠治友成用々有依、所ウリ進実也、但後日沙汰也、但如件、^(マ)

保延二年十二月五日

檢按治友成 (略押)
著男太郎 (略押)

第四文書 (二三五八号) 豊前国秦国門解

本司秦国門解 申請 宮裁事

謂被蒙 鴻恩、任活券旨、賜御判、領掌田畠子細状、
在向野郷

田貳段 字 巫田 畠壹段 小城垣

副進渡文并調度文書

右、謹檢案内、件田畠本主御装束所檢按珍友成得見直、限永年所活却也、望請 宮裁、任渡文旨、賜御為領掌、言^(判脱カ)
上如件、以解、

保延二年十二月十五日

本司秦国門

(裏) 「任渡文之旨、可領掌之(花押)」
^(宇佐公基)

第五文書 (二三六〇号) 宇佐宮公文所問注記

公文所

問注本司秦国門言上御装束所檢按珍友成申詞記

問友成云、国門解状備、請被蒙鴻恩、任活券旨、賜御判領掌田畠子細状、在向野郷、田貳段字巫田、畠壹段小城垣、

副進渡文并調度文書、右謹檢案内、件田畠本主御裝束所檢按珍友成得見直、限永年所沽却也、望請官裁、任渡文旨、賜御判、為領掌言上如件、以解者、沽却実否辨申如何、

友成申云、送日之計、依不為方候、件田畠所沽渡国門実也と申、(花押)

保延三年二月十八日

行(花押)

辨官日下部宿禰

散位大神朝臣(花押)

散位惟宗朝臣(花押)

散位宿禰(花押)

檢按行

第六文書(二八五五号) 豊前国八幡宇佐官御裝束所檢按大神貞安解

「件田畠任証文之理、可領知、

(字佐公通)
(花押)

御裝束所正檢按大神貞安解 申請 □事

請被殊任先祖相伝并父末貞伯父小山田祝故弘永讓状、賜御裁判、為貫首国門、從大工友成手、稱買得由、無指故押領先祖相伝田畠子細状、

在向野郷内

字神巫田二段 畠一段 字大木垣

副進 讓状

右、謹檢案内、於件田嶋者、貞安父末貞伯父小山田宮前祝故弘永先祖相伝之所領田也、而以去康和五年二月四日被祝職并件田嶋等、從弘永之手讓得、年来無他妨領知之処、彼国門無指故所押領也、加之当御任ヨリ貞安加所罷給之葛原郷松延預御用作并上毛郡秋弘預御佃等々、御上洛之御共稱令參仕之由、七郎大官司殿成阿党、改定他人了、又国門へ七郎大官司殿為方人天、現奇恠不善天、当御任之御官不勤仕之人也者、貞安成此訴仁何不蒙御裁報哉、望請 官裁、任相伝并弘永讓状旨、為賜御裁判、注子細言上如件、以解、

保元元年十月廿七日

御装束所檢校大神貞安

(1) この小山田文書は、すでに利光三津夫氏によって、大化改新以後に於ける神判の初見資料として指摘されている。利光三津夫『裁判の歴史』一九四頁

三 神判の手續

前掲資料によれば、当該事件は康和五年（一一〇三年）頃から始まって、保元元年（一一五六年）に及ぶ約五十余年にわたる所領相論であつて、その主たる訴訟当事者は、共に豊前国宇佐八幡宮の御装束所檢校を勤める珍友成と大神末貞とであつた。珍（治）氏とは如何なる出自の氏族であるか不明であるが、友成の祖父弘永は小山田社の祝を勤める小山田氏であり、大分県史料刊行会編の『大分県史料 第一部 宇佐八幡宮文書』所載の解題によれば、小山田氏は宇佐宮確立期の大官司家大神氏の宗家であつて、豊前国向野郷小山田社の社司職を世襲したところから氏名となつたものであり、平安期には大官司職の外に御装束所檢校職及び大々工職を兼任した。（宇佐八幡宮の創立は神龜二年（七二五年）とされているが、八幡宮創立以前にそのものになる神社があつた。このもとの宇佐社より八幡宇佐宮への發展に貢献した氏族が大

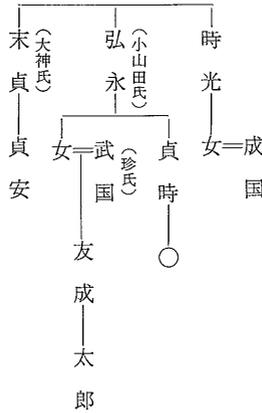
神氏であつて、奈良時代に於いては、宇佐八幡の実権は大神氏が掌握し、従つて宮司は大神氏、少宮司は宇佐氏ということになつていた。しかるに、石清水八幡宮が山城に勧請されて以来、中央との関係が薄くなつて来ると、大神氏が徐々に後退して、宇佐氏の勢力が急激に強くなり、大宮司職も大神、宇佐の両氏の世襲となり、平安末までは右の両氏が交互に大宮司職に任ぜられた。鎌倉以降になると大宮司職は全く宇佐氏の独占に帰する。従つて、小山田氏と大神氏とは宗家と分家との間柄であり、右の友成と末貞とは血縁関係にあつた訳である。御装束所檢校職というのは、同じく前掲解題によれば、宇佐宮の撰末社に至る迄、すべての本殿神殿内外の事柄、即ち祭神々体の装束、神殿内の装飾、神宝物等の一切についての故実を伝え、又その関係業務一切を支配した職であり、大々工職は惣大工職ともいって、宇佐宮一切の寺社殿の建築に関する事務を行い、その古式を伝え、業務の企画、運営及び儀式に当り、又、労務者の監督権をもつていた。珍氏も、友成が御装束所檢校となつている処からみれば、恐らく大神氏と同様、小山田氏の一族であつたことと思われる。

前掲『大分県史料』（五五〇頁以下）には大神氏系図が載せられているが、今、当該事件に係る部分を抜萃すれば、左の通りである。



しかし、前掲六通の文書の記す処からみれば、右の系図にはかなり不審な個所があるようである。末貞の子が貞安であり、貞安の伯父が弘永であることは、第六文書から証明される処であり、右の系図のこの部分は正確である。し

かし、問題は友成である。第二文書の後尾の部分に「又末貞申云、友成加母ハ云々」とあって、次に「父武国ハ云々」とあるのをみれば、友成の父は武国であって、系図のいう秀貞ではない。又、末貞の言葉に「甥貞時子死ハ友成と件人従父兄也」とあるのは、末貞の甥である貞時の子は友成にとつても従父兄に当るということであって、これからみても右の系図の友成の部分是不都合である。更に、「友成母依為放出子也、今父弘永死去之後、処分之由愁申」とある「父弘永」は、文意から友成の父ではなく、友成の母の父であつたらうと思われる。以上から、当該事件の關係者たる小山田、大神一族の系図を復原すれば、凡そ左の通りとなる。



友成、末貞両者の係争地は、小山田社のあつた豊前国向野郷の巫田二段と畠小城垣一段とであつた。右の田畠は、第二文書に「右件田畠、以去康和年之比、牛男丸與末貞令相訴申之処」とあるから、康和年間すでに牛男丸と大神末貞とが相論した地であつて、この牛男丸が小山田一族であるか、又は同氏以外の者であるかは今俄かに断定し難いが、前掲『大分県史料』所載の大神氏系図には、弘永の子として「牛丸」なる人物がみえており、牛男丸と牛丸とが同一人物であることも十分考えられる。しかりとすれば、康和の相論もやはり小山田一族と大神一族との間で行われたこととなり、大治三年（一一二八年）頃から始まる友成と末貞との相論は、すでに三十年以前にその端を發してい

たことになる。而して件の田畠は、第一文書に「母、古作、字巫田二段字小城垣一段」とあるから、友成の母が以前經營していた土地であったが、その後、何らかの事情によって末貞がそれに代り、大治の頃には友成は實際に領知していなかったのである。

処で、友成と末貞との相論に際して適用された宇佐宮の神判は、その手続として先ず両者が神判を申請する神判祭文なる文書を裁判所たる宇佐宮の公文所に提出しなければならなかった。第二文書には、それについて「末貞訴申巫田二反、畠小城垣一反事、年来相訴之間、御定云、末貞・友成相共可蒙神判之由者、神判祭文進之処」と記されているが、宇佐宮の「御定」には恐らく神判を適用するには、更に次の条件を必要としたと思われる。即ち、右に「年来相訴之間」とあるように、その訴訟がすでに多年に及んでなお決着をみない場合、即ち証拠を得ることが非常に困難であつて、その為、裁判が著しく渋滞している場合に神判が適用されたのであつた。従つて、訴訟が提起された宇佐宮公文所としては、いきなり当該事件を神判によつて裁決することは許されず、先ず当事者を召喚して尋問し、且つ書証、人証等によつて審理しなければならなかつたのである。第二文書には、「被召問、凶師永尋之間、依陳申末貞道理、可領掌末貞之由、御判給了、」とあつて、牛男丸と末貞との康和の相論には、公文所は右の田畠の検注を行った凶師永尋なる者を召喚し、その証言によつて末貞に勝訴を申渡しており、同じく第二文書の裏書には、「至于井平垣壹段者、任実、檢勘文、停止友成妨、可令末貞領作之、(公憲)花押」とあつて、友成と末貞との井平垣一段をめぐる相論には、前記巫田二段、畠一段の相論とは異つて、神判を適用せず、郡司、田所等の実檢勘文を証拠として判決を下している。以上の二例は右に述べた神判適用の条件を裏書きするものであろう。

さて、神判をうけることを希望する場合は、当事者は前述の如く、神判を申請する為の神判祭文なる文書を裁判所に提出しなければならなかつた。この神判祭文なるものが如何なる形式のものであつたかは、前記僧欣西祭文案によ

つて明瞭である。今、それを左に掲げよう。

〔(端裏)欣西祭文并燈油請文案〕

大法師欣西敬白

謹請 神判事

右、奉請神判元者、興福寺御使并東大寺使者下向高殿庄之時、于日日田堵等不可出逢之由下知庄民云々、又去月廿四日下遣弟子同法等、令凌礫彼使者等云々、是極無実也、若所申有虚言者、別春日四所大明神并西金堂護法天龍證尉、近三日遠七日之中、每欣西之身一一毛孔、可罷蒙也、抑自欣西生年四十二、始罷入中川山寺、於茲三十二年、鎮勅後生之勤、無管世間之事、而覺仁以欣西為敵人之条、凡所無其謂也、其故者、高殿庄去天承年中成西金堂領、經年代畢、巧無実經院奏、縦雖損欣西、満堂衆徒豈可捨往古堂領哉、就中件庄者、内大臣(源雅通)右大將家御領也、覺仁背往古例、燈油并副米之外、如私領切懸万雜事者、奉為領家無益所領歟、況乎始自春日社、神社仏寺六箇所相交、彼所役皆被停止者、豈非仏神之歎哉、但所詮者、件高殿庄事、召对両方被決真偽者、三宝含咲、神明成悅歟、仍謹所請神判如件、敬白、

嘉応二年後四月十五日

大法師欣西敬白(端裏)

こゝで、宇佐宮の相論については暫く措き、右の神判祭文について一言しておきたい。当該事件の真相は、右の文書からはこれを読取ることが出来ないが、嘉応元年（一一六九年）十一月十九日の勸学院政所下文（東大寺文書、三五二〇号）及び同二年閏四月日の興福寺西金堂満衆等解案（東大寺文書、三五四七号）を併読することにより、その大略を知ることが出来る。当時、東大寺は大和高殿庄から寺家用の燈油として油を収取る権限を有していたが、それを興

福寺西金堂衆の一人欣西が妨害し、その為に東大寺に油が進納されなかったという理由により、上座覚仁の名を以て仁安二年（一二六七年）五月、それを勸学院政所に訴えた。勸学院政所は嘉応元年十一月、ほど東大寺の主張を認め、長者宣を發し、大和国在庁官人に東大寺への油進納の執行を命じた。これに対して、興福寺側では翌年閏四月、陳状を勸学院に提出し、東大寺側の主張が真実でないことを述べて反論した。前掲興福寺西金堂滿衆等解案の冒頭には、次のように記されている。

興福寺西金堂滿衆等解 申進 陳状事

辨申東大寺上座覚仁、依無道理固辭對問、不參 殿下政所、窃注出納為元等解、大法師欣西本名忠進打止大仏等燈油由、暗經言上條條無実、種種謀計高殿庄愁状、

副進

去年燈油未進可辨由請文一通

大法師欣西不凌磔東大寺使由祭文一通

聖武天皇天平勝宝二年勅施入案一通

天承二年以高殿庄寄入当堂長者宣案一通

同二年寺家下文案一通

同二年国司免判案一通

保元三年国司檢注官使勘判一通

右にみるように、この興福寺西金堂衆の提出した陳状には、副進文書七通が添えられており、その中の一通に大法師欣西不凌磔東大寺使由祭文なる文書があるが、その内容は前掲僧欣西祭文案と同一であったに違いない。右の七通

の副進文書は何れも東大寺側の主張を反駁して、興福寺が油の進納を妨害していないことを立証せんが為の証拠資料として提出されたものであり、欣西の神判祭文も亦、かゝる性質を有するものであった。欣西の神判祭文の主要なる部分は、前掲文書の前半の部分、即ち、「右、奉請神判元者、」から「毎欣西之身一毛孔、可罷蒙也、」までの部分であつて、そこには興福寺の使が東大寺の使と共に高殿庄の庄民に対して、未納の油と副米とを督促する為、現地に下向した際、欣西が庄民を教唆して逃亡せしめ、東大寺の使者に会わせなかつたこと、及び弟子同法をして東大寺の使者に対し「凌躒」（暴行の意か）せしめたことの二つが全く無実であると主張せられ、もしそれが虚言であるならば、春日明神並びに西金堂護法天龍の神罰をうけることが宣誓されている。

さて、論旨をもとに戻すが、前述の末貞と友成とが宇佐宮公文所に提出した神判祭文の形式も、恐らく前掲欣西の神判祭文とほぼ同一のものであつて、そこには先ず自己の立言の真実であることが述べられ、次にその立言が虚偽であるならば、宇佐八幡神の罰を蒙るであろうことが記されてあつたことと思われる。この宇佐八幡宮の神判は、前述の鎌倉時代の参籠起請に類似しており、その原型ともいふべきものであるが、参籠起請は前述の如く、訴訟当事者の主張を起請文に書かせた後は一定期間、社頭に参籠せしめて、その間に於ける失の有無を検し、それによつて、その立言の真偽を決するものであつた。しかし、右の宇佐宮の神判は一定期間、当事者をして社頭に参籠せしめたものであるかどうかは判然としない。第一文書によれば、神判の行われたのは大治三年六月二十四日であつて、実際に失が検出されたのは同年の十月から翌年の三月上旬までであり、その期間は約八ヶ月にわたつており、後述の鎌倉幕府法に於ける、七ケ日中失を検し、失がなければ更に七ケ日延長するという合計十四日という期間に比べれば、はるかに長期間であつて、失の検出期間中、社頭に参籠するということは先ずなかつたであらう。次に失であるが、失とは起請文を書いた当事者の立言が神によつて不実であることを表明される徴しるしであつて、いわば偽誓の徴証である。文曆二

年（二三五年）の鎌倉幕府の規定には、失として次の九つが列挙されている。³⁾
 定

起請文失條々

一鼻血出事

一書起請文後病事但除本病者

一鴉烏尿懸事

一為鼠被喰衣裳事

一自身中令下血事但、除用揚役時、并月水女及痔病者、

一重輕服事

一父子罪科出来事

一飲食時咽事但、以被打背程、可定失者

一乘用馬斃事

右、書起請文之間、七箇日中無其失者、今延七箇日、可令參籠社頭、若二七箇日猶無失者、就惣道之理、可有御成敗之状、依仰所定如件、

文曆二年閏六月廿八日

右衛門大志清原季氏

左衛門少尉藤原行泰

図書少允 藤原清時

右に挙げられた九つの失は、何れも参籠者の立言の不実なることを神が怒り給うた結果、その身辺にもたらされた死亡、疾病、災厄、醜穢、悪事、悪業等の所謂ツミヤケガレであつて、その性質は大赦の祝詞にある天津罪、国津罪と同一である。例えば、第三項の「鵜鳥尿懸事」はまさしく国津罪の中の「高津鳥之災」に当るものであろうし、「父子罪科出来事」は天津罪の「畔放」、「溝埋」等の農耕社会秩序の破壊行為が變形されて後世に伝わったものであろう。処で、前述の宇佐宮の神判に於いては、第一文書に友成によって「末貞方出来度々証利」として列挙されている五つが、即ち右の失であつて、その中の「舅安富死去」、「兄時光子死去」、「甥貞時子死去」はとりもなおさず、前掲鎌倉幕府法の第六項、「重軽服事」（互いに喪に服すべき親類、縁者の死亡）に当るであろう。「乗馬死去」も幕府法の最後の項、「乗用馬斃事」と同じである。只、「窃盗会悉損取」は「窃盗に会いて悉く損取る」と読んで、窃盗の被害に遭遇したものをいうのであるが、これに直接当るものは幕府法に見当らない。しかし、幕府法第四項の「為鼠被喰衣裳事」は不慮に自己の所有物が損害を被つたという点に於いて、前者とその性質を同じくする。このようにみれば、鎌倉幕府法に於ける参籠起請なる神判は、明かに平安後期の宇佐宮等の本所に於いて行われた神判の後身といふべきであろう。次に、この失の検出であるが、幕府法では前述の如く二七、十四日間、参籠して、その間に失の有無を検するのであるから、その検出に当る者は幕府の命を受けた第三者か、或は当該神社の神官であつたと思われる。処が、宇佐宮に於ける神判は前述の如く、当事者が予め起請文を書いて同宮公文所に提出すればそれでよく、恐らく参籠の義務はなかつたであろうから、従つて、その失の検出は当事者相互間に一任されていたようである。前掲第一文書は訴訟当事者の一方である珍友成が相手側である大神末貞の失（「証利」、「証験」）を検出し、それを公文所に申告した文書であつて、公文所は友成の検出した末貞の失を神判の証拠として採用し、それにもとづいて友成の勝訴を申渡したのである。

(1) 第三文書によれば、向野郷は椋野郷とも書き、巫田は「カウナム田」と読んでいる。又、第二、第六文書によれば、小城垣は大木垣とあるから、「オオキカキ」、若しくは「オキカキ」と読んだものであろう。

(2) 宇佐宮の神判に参籠義務がなかったとすれば、それには当該事件の原被両造が共に宇佐宮の神職であるという特殊条件があったのかも知れない。

(3) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』九四頁

四 神判の構造

しかるに、こゝに奇異なことは、この大治三年六月二十四日に行われた宇佐宮の神判は、翌四年三月十六日の友成の解（第一文書）によって、末貞の失が認められ、友成勝訴の判決が下されたにも拘らず、同五年四月十四日の宇佐宮公文所問注日記（第二文書）によれば、両者の間に同一の係争地をめぐって再び相論が開かれたことである。これは敗訴した末貞が再び公文所に訴え出たものであって、公文所はこれを取上げて両者を問注したのであった。当時の宇佐宮の裁判には恐らく上訴の制度はなく、原則として一審制をとっていたと思われるが、こゝに再審の制がみられるのは、後の鎌倉幕府訴訟法に於ける覆勘(1)の制度に類するものがあったからに違いない。末貞の再審請求の訴状は伝わっていないが、第二文書の冒頭の部分、即ち「請被殊任道理」から「不知田畠令領掌之条、無其謂、」までの文章がその概要であったと考えて差支えない。こゝで末貞の主張している処は文意や難解であって、正確には捕捉し難いが、大凡、左の如きものであろう。即ち、友成との係争地は康和年間の牛男丸との相論に於いて、すでに末貞の勝訴となっており、宇佐宮の証判を賜わっている土地である。友成がその領有を主張するならば、その時に訴えるべきであった。又、友成の母は件の土地は父弘永から譲られたものであると主張しているが、この母は父の「放出子」(2)（父によって勘当された子の意か）であるから、その譲与は無効である。田畠の領有には先ず「公験」（所領の売買・譲

与について解状を上級官司に提出し、その署判を経たもの、第四文書がその例である。を必要とし、「公驗」がなければ、「手次領作」(その土地の最初の取得者より現権利者に至るまで、引続いて現実にその土地を支配していること)を必要とする。友成は父の「放出子」の男子であるから、「手次領作」も行っていない。従って、その領有を主張することには法的な根拠がないというものであった。

こゝに於いて、我々は当代に於ける神判の法的な構造について、一考して見る必要がある。当代の神判は元來、刑事々件の嫌疑者や民事々件の当事者が自己の立言を裏付ける俗的証拠(書証、人証等による合理的な証拠。神証に対する)を挙げ得ない場合に、神を証人に立てることを裁判所に申請するという性格を有するものであった。従って、神判の申請者なるものは、俗法による裁判では屢々不利な立場にある者であったといつてもよいであろう。それでは、訴訟当事者たるA、Bの一方から神判の申請があつた場合、これに対して裁判所は如何なる態度をとつたかというに、先ずAに著しく有利な俗的証拠があつて、しかもBにそれがなく、従つてBが神判を申請して来た場合、つまり当初から俗的証拠によつて両者の理非が顯然たる場合には、裁判所はBによる神判の申請を却下し、俗法によつてAの勝訴を申渡したものと思われる。しかし、A、B両者共に自己に有利な俗的証拠がなく、裁判所も亦その判決に苦しんでいる時、Bから神判の申請があれば、裁判所はそれを取上げ、Aに対しても神判をうけることを促したであろう。もし、その場合、Aがあくまでも神判をうけることを拒否すれば、恐らくAはそのまま敗訴になつたものと思われる。当時の本所裁判所は自ら進んで証拠の蒐集に当り、積極的に職権をもつて事実を審理するという態度ではなく、証拠の蒐集は当事者に一任するか、当事者の請求によつてこれを行い、かゝる当事者の提出せる証拠にもとづいて判決を下すことを原則としていたから、当事者の何れかゞ神判を申請しない限り、裁判所として神判を行うことはなかつたと思われる。しかし、当事者の一方から神判を申請された場合、それを取上げて神判を行うかどうかを決定する権限

は裁判所にあつたとしなければならぬ。従つて、裁判所が公平な立場を貫く限り、前述の如きルールに従つて、一応神判適用の可否が決定されたであろうが、右にみる如く、神判の申請があつた時、当該訴訟に神判を適用するかどうかは裁判官の裁量に一任されていたから、Aに有利な俗的証拠があるにも拘らず、裁判所がそれを取上げず、Bによる神判の申請を受入れて、Aに神判を強要するという場合（それは単に裁判を渋滞せしめる等の消極的なものでもよい。）もあつたと思われる。別言すれば、裁判所は当初からBに勝訴せしめる目的をもつて、Aに神判を強要するという場合も亦考えられるのである。しかりとすれば、神判適用の可否は当時の裁判官や訴訟当事者のおかれた政治的立場や条件によつて決定される場合が屢々あつたということにならう。

こゝで再び前の末貞、友成両者の相論をみるならば、第一審たる神判による裁判が終了した後に、公文所に提出された末貞の再審請求の文書には、前述の如く当該事件の裁決は「於田島所領道者、致無公驗者、以手次領作之理」といふ、土地領有の権原に関する当時の慣習法によるべきものであることが主張されていた。即ち、末貞の右の主張は、神判適用の決定は原被両造に俗的証拠がなく、裁判所としても、その裁決に苦しむ場合に限りて行わるべきものであり、何れか一方に明白なる証拠がある場合には神判は行うべきではないということがその前提となつていたのである。このように、末貞は神判によつて裁判の終了した事件につき、一定の重大なる瑕疵のあることを理由として前判決を取り消し、訴訟を判決前の原状に復して更に辯論を開いて裁判することを求める申立を行ったのであつた。これに対して、友成がすでにうけた神判を依然有効なものであると主張したのは当然であらう。処が、かゝる末貞の訴にも拘らず、宇佐宮公文所は結局、「件巫田貳段・島壹段者、依先神判証^{（驗）}検、賜友成畢」（第二文書裏書）として、以前行われた神判を正当なるものとして再確認し、重ねて友成に勝訴の判決を下し、一方、末貞がその領有を主張した右の係争地の隣地、島井平垣一段は、実檢せる郡司、田所の勘文にもとづいて末貞の勝訴とした。

右の係争地である巫田二段と小城垣一段のその後の消長は、第三文書以下の資料によって、これを窺うことが出来る。即ち、友成は第二審の問注の行われた大治五年から六年を経た保延二年に早くも件の田嶋を秦國門に売却し、國門は恐らく翌三年と思われるが、宇佐公基からその証判を得ている(第三、第四、第五文書)。しかるに、それから更に二十年を経た保元々年には、再び件の田嶋をめぐって紛争が惹起した。即ち、末貞の子貞安が右の國門を相手取って先祖相伝の地が押領されていると公文所に訴えたのであり、今度は結局、貞安の勝訴となつて、貞安は宇佐公通の証判を得たのである(第六文書)。この保元の貞安、國門の相論は前記大治の末貞、友成の相論の後身であつて、係争地は兩者とも同一であり、貞安は「先祖相伝」と小山田弘永の康和五年の讓状とを証拠としてその領有を主張し、一方、國門の反論は伝わっていないが、友成の保延二年の売券(第三文書)及びその売却を承認した宇佐公基の公驗(第四文書)等を証拠として陳辯したことは疑いなきに近い。このように、保元の相論は大治の相論とほゞその訴訟内容を同じくするにも拘らず、こゝではもはや神判は行われず、その判決には、「件田嶋任証文之理、可領知」(第六文書)とあつて、書証という合理的な証拠資料によつて、今度は一転して貞安に勝訴の判決が下されている。⁽³⁾こゝに於いて、我々は次の事実に注目すべきであらう。即ち、貞安の訴状(第六文書)によれば、当代に至つて、宇佐宮大宮司職をめぐつて宇佐一族の間に確執があつたようであり、結局、宇佐宮の実権者が前代の宇佐公基から宇佐公通に代つたのであつた。このように、ほゞ同一内容を有する訴訟事件に於いて、一方では神判を適用し、他方では俗法による裁判を行うという事実は、当代神判の性格を窺うに足るものであり、それは前述の如く神判適用の規準といふものが一応あるにはあるが、曖昧であり、それにもまして神判という裁判手続の決定には、当時の政治的な要素が多分に入り込む余地があつたということの意味する。極言すれば、神判は当時の支配階級によつて政治的に利用されるといふ一面を有していたことも亦否定し難いのである。

以上は適用の面からみた当代神判の構造であるが、次に神判の手續上、重要な部分を構成する失の檢出について、若干考察しよう。末貞の再審請求の文書（第二文書）には、前述の如く神判による裁決を排して、当代慣習法による裁決が行われることが申請されているが、なお末貞は、たとひ前に行われた神判が有効なものであったとしても、友成によって檢出された神判の「証驗」（失）は、何れも末貞の眞の「証驗」とはなし難いと主張している。即ち、末貞は友成によって末貞の「証驗」として挙げられた事実について、末貞の甥、貞時の子の死去は、件の人物が友成にとつても従父兄に当ること、末貞の遭遇した窃盜の被害は、友成も亦同じく被つたこと、末貞の兄、時光の娘の死去は、末貞が神判をうける以前の腹病によつて三年間、患つた後、死去したものであること、舅安富の死去は、末貞の子供が「其數候とも指無咎」きこと（文意不明）、末貞の乗馬の死去は、友成の乗馬も宇佐川に「鞍下天棄候」こと（文意不明、遺棄の意か）等々の理由を挙げて、一々反論した。この末貞の反論に対して、更に友成は自分が窃盜の被害に遭つたのは末貞の遭つた後のことであり、友成の馬が宇佐川に「鞍下天棄候」なる事件を起したのも、件の馬を高遠所従に譲与した後のことであると陳辯し、且つ末貞は水干装束にて御湯殿へ參上して清祓したこと、御鑲の舌が折れたこと、又、末貞の孫が死去したこと等の、末貞に出来した新たな「証驗」をも挙げてゐる。このようにして、公文所の問注はなお続くのであるが、結局、この問注に於ける兩者の主たる争点は、神判の「証驗」として当事者によつて指摘された事実が、果して眞の「証驗」たり得るかどうかということであつた。末貞がいう処の、時光の娘の死去という事實は末貞が神判をうける以前よりの病によつて死去したものであつて、それは「証驗」とはなし難いといふのは、前掲鎌倉幕府法の失条々中の第二項、「書起請文後病事」の但書である「但除本病者」に当るものである。又、友成が、自分が窃盜に遭つたのは末貞が遭つた後のことであり、自分の馬が宇佐川に「鞍下天棄候」といわれているのは、件の馬を高遠所従に譲与した後のことであるとして、結局、「末貞乍置先日証、以後日証、天注申条、謂不

候」といつているのは、たとい同一内容の「証驗」であっても、それが出来た時間の前後によって、「証驗」としての価値に差が生ずるものであることを意味している。しかし、より重要なことは末貞が兄時光の娘の死去につき、それが「本病」によるものであることの証拠に、夫成国の証言を公文所に申請していることであって、こゝに当事者によって互に指摘された神判の「証驗」の真否をめぐる判定には、物証や人証による合理的な証拠法が用いられたのである。前述の「先日証」か「後日証」かの「証驗」の時間的前後をめぐる判定に於いても、それは同様であったと思われる。神判の「証驗」検出に於ける、かゝる合理的な証拠法の適用が律令法の影響によるものであることは、今更いふまでもないであろう。そのみならず、この第二文書に記されている宇佐宮公文所の問注そのものが、実は律令法の影響によって形成された重要な裁判手続であった。即ち、獄令には、「凡問囚、辭定、訊司依口写、訖、対囚説示」とあつて、刑部省の役人は囚禁された刑事被告人を尋問して、その自白するところを筆録し、それを「辨」又は「囚辨」と呼んでおり、この刑部省の例に倣つて、後の檢非違使庁に於いても、囚人を尋問してとった口供書は「白状」、又は「問注状」と呼ばれた⁽⁴⁾。この刑部省及び檢非違使庁の刑事裁判手続は、その後、各本所の政所や公文所に於ける民事裁判手続に影響を及ぼし、各地の本所裁判所は訴訟当事者を裁判所に召喚し、原告の訴状にもとづいて被告を尋問して陳状をとり、次にその陳状にもとづいて原告を尋問して、更にその陳状をとつて交互に問答せしめ、結局、それらに依拠して事実の認定を行ったのである。

この問注なる裁判手続を前記宇佐宮公文所の裁判に照してみるならば、次の通りである。即ち、原告末貞が「請被殊任道理、裁下給古作田子細状」という訴状を公文所に提出した結果、公文所はそれを取上げて被告友成を召喚し、先ず末貞の訴状を友成に読みかかせた後、「依実子細辨申如何」といつて、末貞の訴状に対する友成の答辯を促した。それに対して、友成は前述の如く答えているが、この友成の答辯を筆録したものが前記の「辨」又は「問注状」であ

って、公文所の役人はそれを本人に読示したものと想われる。友成の答辯の下に「花押」とあるのは、友成の花押であつて、筆録されたものが自己の答辯に間違いないことを友成が確認した証明である。次に公文所の役人は、「友成陳状如此者、子細如何」といつて、右の友成の答辯をもつて末貞に尋問しているのであり、こゝに又末貞の答辯が行われ、同様その筆録に末貞の花押がすえられた。このように両者の陳辯にもとづいて、交互に問答せしめて、これを筆録し、その各々の答辯の下に確認の花押をすえさせたのが、この問注日記であつて、公文所の裁判官はこの問注日記を検討することにより事実を認定し、これに法律的判断を下して判決したものと想われる。右の宇佐宮公文所の審理が当初から原被告両造の出頭を求めて、両者を問注しているのは、所謂三問三答の訴陳を番えるという書面審理を先ず行い、なお理非決せざる場合に限り、両者を召喚して対決、問答せしめる、後の鎌倉幕府の訴訟制度とはやゝ異つている。これ即ち、「判召」、「判待」という期限を区切つて、直ちに被告の召喚を求めた律令の民事訴訟手続の影響であろう。しかし、この問注が末貞、友成間に於いて、奇しくも三問三答を行っていることは、前記覆勘類似の制度、失検出の制度等と共に、後の鎌倉幕府訴訟制度の原型として注目されるべきであらう。

- (1) 鎌倉幕府の訴訟制度は原則として一審制をとっていたが、判決不服の原告、又は被告は申状を提出することが許され、裁判所たる本の引付は重ねて先の判決について審議した。これを覆勘という。
- (2) 第二文書によれば、友成の母は先年、「御炊殿一御殿御階参天、刀を腹ニ中天自害せんと仕」つた人物である。この事實は「放出子」たるに關係がありそうである。
- (3) 大治の相論に於いて、末貞は康和の「御判」と「手次領作」とを証拠として提出しているが、保元の相論に於いては、貞安は「先祖相伝」と伯父故小山田弘永の康和五年の讀状とを証拠として提出している。右の「手次領作」と「先祖相伝」とは同一の意味を有するものと考えてよいであらう。問題は康和の「御判」と弘永讀状とである。両者が同一のものであるかどうかは明かでない。両者が別個なものとした場合、弘永の讀状は保元の相論の際に提出された新しい証拠資料ということになり、

神判による大治の判決の効力が消滅して、こゝに新しく俗法による判決が行われたのも当然ということになる。しかし、実情は恐らくそうではあるまい。大治五年以前に死亡した弘永の讓狀が、その後三十年近くを経て新しく発見されたと考えられるは不自然であり、康和の「御判」とは、康和五年の弘永讓狀を宇佐氏が承認した文書であつて、両者は同じものである。(4) 檢非違使庁の問注状については、滝川政次郎「事発日記と問注状」『律令諸制及び令外官の研究』三四七頁以下参照。

五 結 言

以上、我が上代末期に於ける神判の実態について、宇佐八幡宮の一例から種々類推し、考察して来た。

大化前代の我が裁判制度について、先学はすでに次の如く指摘されている。即ち、純粹に神判のみが行われた時代は、記録の全くない遠い小氏族国家群立時代であつて、記紀や魏志倭人伝等によつて伝えられている氏族連合国家成立以降の時代は、俗に考えられているような原始時代ではなく、相当人智の進んでいた時代であつて、そこには依然として、神判が行われたことは疑うべくもないが、しかし、それは少くとも氏族間の争訟にあつては、証拠を得ることが非常に困難である特殊な事件（例えば、⁽¹⁾ 氏姓の尊卑、嫡庶、長幼の順序等に関する所謂譜第の訴訟）に關してのみ行われたのであつて、普通一般の事件にあつては、より合理的な俗法裁判が行われたのであると。右の指摘は神判が一度、姿を没して、合理的な証拠法にもとづく俗法裁判が行われた律令時代の後、再びその姿を現した平安後期に於いてもなお妥当するのであつて、それはすでに述べた如く明瞭であらう。

しかし、こゝに復活した神判にあつては、もはや大化前代にみられる神判とは、その手続及び性格を異にしていた。本稿に取上げた宇佐八幡宮の神判は、前述の如く果して参籠神判と名付けらるべきものであるかどうか疑問であるが、確かに神判の一種であることには間違いない。しかし、原被両造が起請文を公文所に提出した後、両者が互に指摘した失の真否をめぐる事実の認定は、問注という形式によつて両者に尋問が為された際に提出された書証、人証等の合

理的な証拠にもとづいてそれが行われた。従つて、当代の神判に於いては、神意を制約する人間の理性の働く余地が多分に認められ、結局は神判といえども、裁判官の意思による処が大きいことが示唆されるのである。⁽²⁾このようにして当代の神判にあつては、神証という事実の認定が大化以前の神判にみる如き単純なものではなく、その為⁽²⁾に当該事件の本来の争点が更に他の事件に転化、拡大されていく傾向を生ずるのである。右に述べたことは、上代末期の本所裁判の影響を濃厚にうけて成立した鎌倉時代以降の中世の神判についても、そのまゝいえるのであつて、中世の神判も亦俗法を援用することなくして、それを行うことは出来なかつたのである。即ち、中世の神判は大化前代の純粹な神判とはその性質を異にし、いわば我が固有法たる神法と継受法たる律令法との融合の所産であつたといえよう。

更に、宇佐宮公文所の裁判に認められるように、同一の訴訟当事者間に於いて争われた別個の係争地をめぐる事件には、依然俗法による裁判が行われて、こゝに神法と俗法とによる二つの裁判が同一の訴訟当事者に対して同時に行われ、両者が一応区別されているにも拘らず、同一内容の訴訟事件も、裁判官をとりまく政治的情勢が変れば数十年を経ずして、以前神判によつて下された判決が廢されて、俗法による裁判が行われたこともあつて、神判による判決の効力は極めて限られた期間しかその効力を發揮出来ず、むしろ俗法による判決の効力よりも弱いか、又は少くとも俗法による判決以上には出なかつたのである。さればこそ、珍友成は神判によつて得た件の土地を、神判による判決後、僅か五、六年にして早くも第三者に売却しているのであり、果せるかな件の土地は、その後二十年にして再び係争の地となり、判決は一転して、かつての敗訴者たる末貞の子、貞安の勝訴に帰しているのである。それというのも、神判の適用には前述の如く、俗的証拠を得るに困難なる場合という一応の規準はあつたものゝ、その程度は必ずしも明確ではなく、神判の適用は結局、裁判官の裁量に一任される結果となり、その手続の決定には政治的な要素の入りこむ余地が残されていたからに他ならない。

最後に、かゝる神判が固有法として再び現れて来た時期は、前掲資料から大治三年（一一二八年）、天承元年（一一三一年）、嘉応二年（一一七〇年）と何れも平安後期から末期にかけての時代であって、当時は院政々権の下、新しく源平武士が抬頭して来る時代であり、漸くにして藤原氏という公家政権が終熄を告げようとする時代でもあった。してみれば、神判の復活も亦、公家階級の没落と武士階級の登場という新しい時代の息吹と無関係ではなかったと思われる。

神判とそれを生んだ時代的背景との関連については、更に考察が加えられねばならない。

- (1) 利光三津夫 前掲書一七頁
- (2) 失の検出の際にも、訴訟当事者の恣意の入りこむ余地が存する。例えば、友成は末貞の失として「兄時光子死去」なる事実を指摘しているが、件の人物がすでに死の床にあったことは、友成も神判をうける以前から熟知していたかも知れないのである。

(附記)

大治五年に友成が末貞の失として、新しく指摘した「末貞へ水干装束ニ御湯殿ニ参上天、清祓仕畢」（第二文書）という事実の意味であるが、西田長男文学部教授の御示教によれば、宇佐八幡宮には祭神の入り給う「御湯殿」があって、その場所は神聖なる場所とされていたそうである。さすれば、右の失は、その「御湯殿」を冒瀆したことに関係があるようである。西田教授の御示教に深謝したい。なお、中野幡能氏の『八幡信仰史の研究』（四八三頁）によれば、宇佐八幡宮に於いては、中世、御供所、又は御炊殿といわれる下宮を中心に潔斎が行われ、その中に御湯殿があったとされている。